

ゲーム形式 θ のもとで諸個人がどのような戦略を選択し結果するかを予測するためには、結果集合 X に対する諸個人の主観的選好のプロファイルに関する情報が必要となる。いまそれを $R^N = (R_1, R_2, \dots, R_n)$ によって表そう。あるゲームは、ゲーム形式と選好プロファイルの順序対 (θ, R^N) によって記述される。ところで、ゲームがプレイされることによって達成される結果を予測するためには、さらに均衡概念が必要となる。そこでいま、均衡概念を ε とし、均衡戦略プロファイルの集合を $\varepsilon(\theta, R^N)$ 、均衡結果の集合を $g(\varepsilon(\theta, R^N)) := \{g(m^*) \mid m^* \in \varepsilon(\theta, R^N)\}$ としよう。このとき、ある戦略プロファイル $m^* \in M$ は、 $m^* \in \varepsilon(\theta, R^N)$ である限り、均衡戦略と呼ばれ、ある結果 x^* は、 $x^* \in g(\varepsilon(\theta, R^N))$ である限り、均衡結果と呼ばれることになる。

続いて、簡単なモデルのもとで個人の潜在能力を定式化しよう。 n 人 ($2 \leq n < +\infty$) の個人から構成される社会を想定し、社会構成員の集合を $N = \{1, \dots, i, \dots, n\}$ で表す。また、労働という1つの資源から1つの財 $y \in \mathfrak{R}_+$ (ただし \mathfrak{R}_+ は実数値集合を表す) が産出される生産経済を想定する。生産関数 $f : \mathfrak{R}_+^n \rightarrow \mathfrak{R}_+$ は、各労働時間ベクトル $x = (x_1, x_2, \dots, x_n) \in \mathfrak{R}_+^n$ から生産物 $f(x) = y \in \mathfrak{R}_+$ を産出するものとする。ただし、 x_i は個人 $i \in N$ の提供する労働時間を表し、各人は労働と余暇に振り分けることのできる総時間 \bar{x} ($0 \leq n < +\infty$) を共通にもつものとする。彼の消費ベクトルは $z_i = (l_i, y_i) \in [0, \bar{x}] \times \mathfrak{R}_+$ で表される。ただし、 $l_i = \bar{x} - x_i$ は彼の余暇を、 y_i は彼が取得する分配分を表すものとする。いま、この社会において基本的に重要な m 種類の機能ベクトルが特定化されたとしよう。また、人々の潜在能力対応のプロファイルを $C = (C_1, \dots, C_n)$ としよう。ただし、 C_i ($C_i : [0, \bar{x}] \times \mathfrak{R}_+ \rightarrow \mathfrak{R}_+^m$) は、自己の保有する消費ベクトルを利用して様々な機能ベクトルをもたらす個人 $i \in N$ の資源利用能力を表すものとする。このとき、ある消費ベクトル $z_i = (l_i, y_i)$ のもとで個人 $i \in N$ が自由に選択することのできる機能ベクトルの集合、すなわち彼の潜在能力は $C_i(l_i, y_i) \subseteq \mathfrak{R}_+^m$ という機能空間内の部分集合によって表現されることになる。さらに、客観的環境 $e = (C, f)$ のもとで実行可能な資源配分の集合は、あらゆる個人 $i \in N$ に関して、 $z_i = (l_i, y_i)$, $l_i = \bar{x} - x_i$, $0 \leq x_i \leq \bar{x}$ を満足して、しかも $f(\sum_n x_i) \geq \sum_n y_i$ という不等式制約を満足するベクトル $z = (z_1, \dots, z_n)$ の集合 $Z(e)$ によって与えられることになる。以下の議論では、人々の潜在能力対応 $C = (C_1, \dots, C_n)$ と生産技術 f は固定されているものとしよう。

ここでいま、自己の潜在能力の獲得を考慮しながら自己の労働時間の選択を行う諸個

のではないからである」 [Sen, (1992a) , p.87].

人のゲームを考えよう。先のモデルにおいて、個人 $i \in N$ に許容された戦略集合を $M_i = [0, \bar{x}]$ とし、結果関数を、諸個人の戦略プロファイルに外的資源の配分を対応させる関数 $g: M \rightarrow Z(e)$ とする。ここで、ゲーム形式 θ 、均衡概念 ε 、客観的環境 e および主観的選好プロファイル R^N のもとで、ある均衡配分 $z = g(m^*)$ (ただし、 $m^* \in \varepsilon(\theta, R^N)$) が実現したとしよう。また、そのとき実現した個人 $i \in N$ の消費ベクトルを $g_i(m^*)$ とし、 $g_i(\varepsilon(\theta, R^N)) := \{g_i(m^*) \mid m^* \in \varepsilon(\theta, R^N)\}$ と定義しよう。このとき、わ

れわれは個人 $i \in N$ は、 $C_i(g_i(\varepsilon(\theta, R^N)))$ という潜在能力にアクセスする自由が保障されたということができる。以上の定式化をもとにわれわれは、センのいう福祉的自由とは、 \langle 行為の自由 \rangle と \langle 潜在能力への自由なアクセス \rangle とを合わせ持つ概念として理解する。福祉的自由の保障を評価する際には、諸個人がアクセスしうる潜在能力の保障のみならず、諸個人が保証される行為の自由にも配慮する必要がある。

ところで、潜在能力プロファイルを規定する3つの概念——経済環境 e 、均衡概念 ε 、ゲーム形式 θ ——の中で、ゲーム形式 θ だけは人間の設計の対象となる制度的な仕組みである。このことは、制度設計を的確に行えば、行為の自由を保証しながら諸個人が獲得する潜在能力を調整しうること、その結果、人々の福祉的自由を適切に保障することが可能であることを意味している。そこで、次には、諸個人の福祉的自由を規定するルールの社会的決定プロセスへの \langle 参加の自由 \rangle を定式化する方法を考察しよう。

5. 参加の自由の定式化：The relevance of individual public-judgment

はじめに、各人の個人的価値判断とそれらを集計する方法に関して、よりよき社会的判断が形成されるための諸条件を考察しよう。

社会を構成する諸個人は、福祉的自由の権利を規定するルールの必要性（各人の多様な目的・価値に基づく行為はルールによって規整される必要があること）、ルールの目的（なにを主題とするルールであるか）、性質（すべての社会構成員に適用され遵守されるような一般性・普遍性を本質とする）、ならびに、ルールの社会的決定手続き（ルールの適正さそれ自体を関心とする諸個人の判断を集約して社会的評価を導出すること）などに関する了解のもとに、福祉的自由の権利を規定するルールに関する自己の判断を形成するものとする。そのような判断は、私的関心に基づく選好そのものではなく、諸個人の理性的反省や公共的討議を経て形成される選好であり、以下のような諸性質を共通にもつと考えられている。すなわち、判断の形成方法に関する性質として、真正性、反省性、公共性などを、拠って立つ観点の特徴として、総合性、一般性、普遍性、検証性、不偏性などをもつ。ここではそのような判断を個人の公共的判断と呼び、福祉的自由の権利を規定するルールの選択に関する \langle 個人の公共的判断 \rangle が備えるべき性質を考察したい。

まず、諸個人の公共的判断には、ルールのもたらす帰結と手続きという2つの側面を

評価対象とするという〈総合性〉が要請される。そして、帰結と手続きの両方の側面において〈不偏性〉条件、すなわち特定の個人ではなく社会構成員すべてに等しい関心を寄せることが要請される。〈不偏性〉条件は、ルソーの次のような条件と関連する。

一般意志は、それが本当に一般的であるためには、その本質においてと同様、またその対象においても一般的でなければならぬ。一般意志は全部の人から生まれ、全部の人に適用されなければならない。一般意志は、（あらかじめ定められた一般的な約束によって規定されていないような）何らかの個人的な特定の対象に向かうときには、その本来の正しさを失ってしまう。・・・一般意志も、個別的对象を持つ場合には、その性質を変え、一般的なものとしては、人間や事実については判決をくだしえないのである。（ルソー(1762)『社会契約論』（1954, 桑原武夫・前川貞治郎訳、岩波文庫pp.50-1）

福祉的自由への権利を規定するルールの場合、帰結における〈不偏性〉条件は、自己の取得する分配のみならず、すべての社会構成員の資源配分プロファイルに関心を向けること、すなわち資源配分プロファイルの集合を値域とすることと解釈される。なぜなら、福祉的自由の観念の相違——資源それ自体の公正な分配を目的とするか、資源をもとに達成される諸個人の厚生を平等化あるいは潜在能力の平等化を目的とするか——に関わらず、共通に、資源が政策変数とされるからである。さらに、手続きにおける〈不偏性条件〉は、帰結をもたらすプロセスにおいてすべての個人が対称的に取り扱われることと解釈される。前節のモデルによれば、諸個人の福祉的自由は、彼らが実際に選択した戦略プロファイルを変換する結果関数に依存して変化する。たとえある個人はきわめて小さな戦略集合しか保証されなくても、結果関数の定め方によっては、等しい福祉的自由が保障されうる²。だが、福祉的自由への権利の評価は、そのような帰結としての保障に限られるものではない。自己の福祉を実現するために各個人はどのような行為を主体的に選択することができるか、あるいは内在的価値をもつ行為に関する自律的決定権がどれだけ保証されているかといった問題もまた重要となる。このような問題を考慮するためには、資源プロファイルの集合とは独立に、ルールそれ自体の集合——ルールに関して想定されるあらゆる選択肢の集合——を評価対象に組み入れる必要がある。

次に、諸個人の公共的判断は、公共的ルールを評価するにあたって、当該社会が直面する経済環境（economic environment）を考慮する必要がある。ただし、それは実現している特定の経済環境ではなく、想定されうるあらゆるヴァリエーションの集合でなければならない。なぜなら、公共的判断は、個々の経済環境の特殊性を越えて、あらゆる経済環境のもとで妥当性をもつような判断であることが要請されるからである。しかも、個々

² 個人が自由に選択できる労働時間の範囲をきわめて限られたものにするによって、長時間労働を実質的に強制し、社会的に配分可能な外的資源の生産量を増加させようとして、諸個人の潜在能力を全体的に向上せしめることも可能である。

の経済環境の特殊性が明らかになったときには、各々の特殊性を十分に考慮にしたルールを指定できるように非常に普遍的・一般的な枠組みをもつことが期待される。換言すれば、ここで要請されるものは個々の経済環境の特殊性を捨象する判断ではなく、個々の経済環境の特殊性を条件節とした命題群をもたらすような、より一般的な命題なのである。福祉的自由の権利に関して考慮すべき経済環境としては、当該社会で利用可能な生産技術や資源の初期賦存量、公共施設や公衆衛生、社会構成員の資源利用能力、社会を構成する諸個人の私的関心に基づく個人的選好などが挙げられる。例えば、人々の投入した労働をもとに資源を財に変換するような生産経済において、労働に関する自己決定権が保証されているとしたら、社会的に配分可能な資源の総量は、諸個人の私的関心に基づく選好——どのような労働を選択することによってどのような目的を達成したいか——に依存して制約されることになる。

以上の議論をもとにすると、諸個人の公共的判断は次のように定式化される。はじめに、ゲームをプレイする個人の集合を N に固定したうえで、次のような性質を満たすゲーム形式の集合を Θ と記述しよう。すなわち、ある均衡概念 ε のもとで、人々の選好プロフィール $R^N = (R_1, R_2, \dots, R_n)$ が与えられるとき、各 $\theta \in \Theta$ に対応して、 $g(\varepsilon(\theta, R^N)) \in Z(e)$ が実現する。

続いて、ペア $(z, \theta) \in Z(e) \times \Theta$ を <拡張された選択肢> と呼ぼう。これは、実現されるある配分 $z \in Z(e)$ とゲーム形式 $\theta = (N, M, g)$ との組み合わせを意味する。特に、均衡概念 ε を所与として、環境 e と選好プロフィール $R^N = (R_1, R_2, \dots, R_n)$ のもとで、 $z \in g(\varepsilon(\theta, R^N))$ が実現する場合、拡張された選択肢 (z, θ) は <取得可能> と呼ばれるものとする。所与の e, ε, R^N のもとで <取得可能な拡張された選択肢> の集合を $A(e, R^N : \varepsilon)$ で表す。

これで、拡張された判断順序 Q を定義する準備が整った。それは、 $A(e, R^N : \varepsilon)$ 上で次のように定義される。すなわち、任意の2つの取得可能な選択肢 $(z^1, \theta^1), (z^2, \theta^2) \in A(e, R^N : \varepsilon)$ に対して、 $(z^1, \theta^1) Q (z^2, \theta^2)$ とは、ルール θ^1 によって配分 z^1 が実現されることはルール θ^2 によって配分 z^2 が実現されることと比較して少なくとも同程度に望ましいことを意味する。定義から見られるように、拡張された判断順序 Q は、特定の選好プロフィールのもとで実現可能となる拡張された選択肢のうえに形成される。だが、上述したように、各個人の公共的判断は、特定の選好プロフィールに依存して形成されるのではなく、想定し得るあらゆる選好プロフィールに対して一定の拡張された判断順序を対応させるものでなければならない。数学的には、それは論理的に可能なあらゆる選好プロフィールのクラス上に定義される関数の形式をとる。そこでいま、論理的に可能なあらゆる選好プロフィールの集合を \mathfrak{R} とし、 \mathfrak{R} 上に定義される各個人 $i \in N$ の公共的判断関数 ξ_i を次

のように定義しよう。

あらゆる $R^N \in \mathfrak{R}$ に対して、 $Q_i = \xi_i(R^N) \subset A(e, R^N : \varepsilon) \times A(e, R^N : \varepsilon)$

ただし、 Q_i は順序の要請、すなわち完備性と推移性を満たすものとする。

さて、諸個人の公共的判断関数プロファイル $\xi^N = (\xi_1, \xi_2, \dots, \xi_n)$ が与えられるならば、それらを集計して社会的な公共的判断 ξ を形成する集計ルール Ψ ——公共的ルールの形成手続き (public rule-making procedure) ——は次のように定式化される。すなわち、

$$\xi = \Psi(\xi^N)$$

このようにして社会的な公共的判断 ξ が形成されるならば、諸個人の主観的選好プロファイル R^N に応じて、取得可能な拡張された選択肢集合 $A(e, R^N : \varepsilon)$ に対する社会的な公共的判断順序 $\xi(R^N)$ が導出されることになる。

これまでの議論を簡単にまとめよう。

ステップ1. 諸個人は、各個人が福祉的自由を獲得するゲーム理論的ステージにおいて、普遍的に適用される公共的ルール (ゲーム形式) のあり方について熟議する。彼らは、取得可能な拡張された選択肢 (あるゲーム形式とそのもとで取得可能な資源配分とのペア) の集合上に公共的判断を形成する。諸個人の形成した公共的判断は公共的ルールの形成手続きによって、社会的な公共的判断へとまとめられる。

ステップ2. 形成された社会的な公共的判断のもとで、諸個人の主観的選好順序プロファイルに関する情報が特定化される (例えば R^N) と、社会的に選択される <取得可能な拡張された選択肢> の集合 $\Gamma(R^N)$ は次のように定められる。

$\Gamma(R^N) = \{(Z^*, \theta^*) \in A(e, R^N : \varepsilon) \mid \forall (Z, \theta) \in A(e, R^N : \varepsilon) : (Z^*, \theta^*) \xi(R^N) (Z, \theta), \text{ただし、} \xi = \Psi(\xi^N) \text{である}\}$

$\Gamma(R^N)$ は、社会的な公共的判断順序 $\xi(R^N)$ に照らして少なくとも他の取得可能な拡張された選択肢よりは悪くないものの集合である。さらに、 R^N のもとで社会的に最善と判断されるゲーム形式の集合 $\Omega(R^N)$ は次のように定義される。

$$\Omega(R^N) = \{\theta \in \Theta \mid \exists z^* \in Z(e) : (z^*, \theta^*) \in \Gamma(R^N)\}$$

ステップ3. 社会的に最善なゲーム形式が $\theta^* = (N, M^*, g^*)$ であることが諸個人に公示

的に明らかになると、各個人は、そのようなゲーム形式を所与として、自己の戦略を主体的に選択する。彼は、ゲーム形式によって定められた彼自身の戦略集合に関する行為の自由と $C_i(g_i(\varepsilon(\theta, R^N)))$ という潜在能力への自由なアクセスが保障されることになる。

福祉的自由の権利を規定するルールの社会的決定手続きの形式的な定式化は、これでひとまず完了した。この形式的な手続きのもとで、具体的にどのようなルールが実際に決定されるかという問題は、当該社会の諸個人が形成する公共的判断とその社会で採用される集約ルールの具体的内容に依存して、すなわち諸個人が福祉的自由の権利に関してどのような規範理論あるいは公正基準を受容するかに依存して決められることになる。センの提起する「潜在能力の平等化」は、そのような規範理論の一つとして位置づけられる。GSYの論文においては、それを「ロールズの資源配分ルール」とその導出手続きとして定式化した。以下ではその要点を簡単にスケッチしよう。「ロールズの資源配分ルール」の個人的情報として抽出されるのは、所与の環境で個々人が自発的に選択する労働時間、および個々人の潜在能力関数（分配された資源を諸機能に変換する能力）である。個々人は自己の達成する諸機能に対する評価関数を持ち、資源配分ルールと他者の選択行動を所与として最適な労働時間を選択すると考えられている。さらに、そこでは個々人の潜在能力の共通部分（共通潜在能力）を序列化する社会的評価基準をもつ（集合的な包含関係が成立しない場合には、人々の合意した基準によって）ことを前提に、共通潜在能力の最大化を実現するように資源を配分することが要請される。ロールズ資源配分ルールは、個人の行為の自由に関して次のような2つの特徴を持つ。第一に、諸個人の戦略集合は、物理的に投入可能な労働の集合全体として定められている点である。それは、外的資源を社会的に配分するにあたって、諸個人が自律的・主体的に選択する労働こそを情報的基礎とすること、そして、福祉という目的を追求する諸個人の自律的・主体的な選択に関しては、本人が物理的に選択可能である限り、社会的にはその範囲を何ら制約しないことを意味する。第二に、労働の自己決定権が保証されている点である。諸個人にとって、労働あるいは余暇は、福祉という目的を達成するための手段であるのみならず、それ自身が内在的価値をもつ。たとえ、福祉を追求するための十分な戦略集合が保証され、帰結的に豊かな福祉がもたらされようとも、そのプロセスで諸個人の投入する労働あるいは留保される余暇が、本人の自律的意思を離れて強制的に決定されるとしたら、行為主体的自由が十分に保証されているとは言い難いだろう。他方、ロールズの社会的決定手続きは、次のような特徴をもつ。ルールと帰結的配分の組み合わせに関して完全に順序づけるような「社会的評価」を導出するのではなく、ベストな組み合わせの集合を導出することを目的とするような手続きである。

6. 立憲的民主主義の観念

公共的ルール形成プロセスに関するわれわれの二段階モデルは<立憲的民主主義>の観

念を表現したものである。＜立憲的民主主義＞の観念とは、公共的ルール形成プロセスへの参加の自由は、ひとびとによって広く共有された諸原理を表現する憲法

(constitutions) に従って行使されなければならないこと、換言すれば、公共的ルールの形成手続きは憲法によって適正に制御されなければならないことを意味する。その意図はハイエクによって次のように記述されている。

「立憲主義は次のようなことを意味する。あらゆる権力は、共通に受容された諸原理 (commonly accepted principles) に従って行使されることを前提として成立している。権力を授与されている人々は、正しいことを最も行いやすいと考えられているのであって、彼らの為すことが何であろうと正しいと考えられているのではない。立憲主義は、権力は究極的には自然的事実ではなく人々を従わせることのできる意見の状態 (a state of opinion) であるという理解を最後の拠り所とする。・・・そして、新しいアメリカ国家が自らに与えた憲法とは、権力の派生に対する統制としてのみならず、自由の条件として、すなわち、個人をあらゆる恣意的な強制から保護する条件としての意味を賦与されている」 (ハイエク, 1960, p181-2)

このように民主主義が適切に機能するためには、適理的な憲法 (高次原理) によって人民の意思を適切に統御する必要があるという認識は、ハイエク、ダール、ロールズ、セン、ドゥオーキンらによって共通に主張されている。だが、憲法の内容としてどのようなものを想定すべきかに関しては、議論が分かれる。ハイエク自身は、上記のように、憲法の主要な柱を「恣意的な強制から個人を保護するような条件」と考えた。それに対して、ロールズとセンの議論からは、政治的な参加の自由ならびに福祉的自由の保障を含むような憲法が導出される。本稿は、彼らの議論をベースにしなが、次のような3つの要請を満たすような憲法を想定する。

第一の要請は、集計ルールの定義域である諸個人の選好のクラスを、公共的判断へと制約することである。ここで公共的判断とは、以下のような性質を共通に満たす判断として定義される。すなわち、様々な状況 (様々な選好プロファイル) のもとですべての構成員に適用される公共的ルールを制定するに相応しい一般性・普遍性を備えていることを前提として、①手続き的観点と帰結的観点という2つの観点に立脚する様々な公正基準の中のどれを満たすものであるかが明示的・公示的に説明可能・検証可能である。②自己の主観的選好や個人的特徴を相対化することによって形成される。③すべての社会構成員にもたらされる影響・効果に関心を寄せるという意味で、不偏性をもつ。

第二の要請は、公共的ルール形成手続きが定義域の非限定性、パレート条件と非独裁制条件 (あるいは匿名性) を満たすことである。

第三の要請は、福祉的自由の保障を、諸個人の自律的かつ相互依存的活動の文脈で捉えることを前提として、福祉的自由を規定する公共的ルール (ゲーム形式) の内容を、①行

為の自由（許容された戦略集合からの選択を妨げられない）と潜在能力への自由なアクセスの保障という2つの観点から評価すべきこと。②ゲーム形式を評価する際には、所与の客観的環境（生産技術や人々の資源利用能力）や均衡概念、人々の主観的選好によって実現しうる均衡配分をも予測すること。

以上3つの要請の中で、第一と第二の要請は憲法の統治機構条項に対応するものであり、諸個人の参加の自由と関連する。第三の要請は憲法の権利条項に対応するものであり、諸個人の私的な活動の自由と関連する。

以上の3つの要請がわれわれの考えた最小限の憲法であり、これらが公共的ルール形成手続きに課せられることによって、平等な参加の自由の保証のもとで、人民の意思が規範的に制約されると考えられる³。

7. 結びに代えて

アローの一般的な社会的選択理論の枠組みにおいては、センの〈自由とパレート条件との両立不可能性定理〉は2つの解釈の余地を残している。一つは、諸個人の選好を通常の消費空間上に定義される私的選好として理解し、また、パレート条件を経済的な効率性の条件と理解したうえで、諸個人の自律的かつ相互依存的な活動によってもたらされる均衡解がパレート効率解と一致する保証はないことを解明した（*explicate*）という解釈である。定理に関する多くの先行研究はこのような解釈に基づくものだった。

それに対して、本稿の議論は、個人間の利益調整問題と公共的ルールの社会的決定問題という2つのステージを区別することによって、また、私的選好と公共的判断という2つの概念を区別することによって、パレート条件を参加の自由（*freedom of participation*）の一つとして（すなわちアローがもともと意図していたように民主主義の最小条件として）理解し直すことから出発した。このような枠組みのもとでは、センの定理は次のような問題として解釈されることになる。はたして行為の自由と参加の自由は両立可能だろうか。人々の集合的な意思を尊重する手続きのもとで、民主主義の名のもとに、行為の自由を侵害するような決定がなされはしないだろうか。

ノージックはリベラル・パラドックスへのコメントとして、パレート効率性よりも個人の行為の自由を優先的に保証することを主張した。その意図は、あらゆる社会的合意に先立って行為の自由が先験的な優位性をもつこと、あらゆる社会的目標に対する行為の自由の優先性を確立することにあった。それに対して、われわれは行為の自由と参加の自由の

³ このような理論枠組みのもとで、Reiko Gotoh, Kotaro Suzumura and Naoki Yoshihara(2000)では、ロールズの公共的判断を特徴づける2つの条件（公正基準）とそのような判断を導出する公共的ルール決定手続きの存在が提示されている。2つの条件とは、①労働主権と②共通潜在能力の最大化（*the equal conferment of well-being*）であり、②はロールズ格差原理をセンの潜在能力アプローチによって定式化し直したものである。

いずれか一方を優先的に保証するという解決法をとるものではない。確かに、ハイエクが言うように、行為の自由とは歴史的進化的に生き残った憲法の一つに他ならず、それをひとの限られた知性のもとで簡単に遺棄することは愚かしいことかもしれない。同様の議論は、センの主張する福祉的自由に関しても展開することができるだろう。われわれはそのような議論の重要性を十分に認識するものである。だが、その一方で、われわれは、参加の自由が有する内在的価値を強調したい。2節で述べたように、参加の自由は、個人が従事する2つの活動、自律的かつ相互依存的活動と公共的活動（換言すれば個人が担う2つの責任、個人的責任と公共的責任）とを結ぶ要となると考えられる。

このような問題関心からわれわれが提起したシナリオは、「共通に受容された諸原理」(commonly accepted principles)としての憲法によって公共的ルールの形成手続きを制御するという枠組みだった。諸個人は、理性的な内省と公共的討議を通して、ルールの手続きの性質と帰結的性質という2つの観点に立脚する様々なタイプの公正基準の中から適正なものを選択し、それによって自己の公共的判断を特徴付けると想定される。結果的には、相異なる多様な公共的判断が同時に併存する状況が生じるだろう。しかも、各々は対立的な道徳的判断や宗教的観念をも含み、互いの独自性を主張し合って対峙すると考えられる。しかし、肝要なことは、それらの判断はいずれも憲法に従うことが約束されている点である。そのことが政治的イシューに関する承諾形成の鍵となる点である。

このような理論枠組みは、社会秩序の歴史的進化と合理的設計という2つの局面を、公共的ルールの形成手続きを通じて結合するという壮大な射程をもつものである。両者を結合するポイントは、公共的ルールの形成手続きに参加する諸個人が、歴史的に進化し共通に受容されてきた既存の憲法を尊重しそれらに規定されながらも、一定の規範的諸条件を満たすような公共的判断を主体的・理性的に形成していくというプロセスにある。そのようなプロセスをわれわれは「立憲的民主主義」と呼んだのである。

真理主義 (correctivism) と理性的設計主義が結び付くとき、ハイエクが激しく糾弾するような設計主義が生まれるおそれがある。真理なるものを指定した上で、それを実現する手段として制度や法が設計されるからである。だが、ロールズやアロー、センそしてわれわれはそのような見解をとらない。われわれに共通するのは、真理なるものを指定するのではなく、絶えざる歴史的進化生成のプロセスを尊重しながら、制度や法の理性的な設計可能性・改善可能性を可能な限り追求していくことである。おそらく次のようなバーリンの言葉を座右の銘とすることに、われわれは共通に賛意を示すであろう。

…<自己の確信の正当性の相対的なものであることを自覚し、しかもひるむことなくその信念を表明すること>…これ以上のものを要求することは、人間の不治なる深い形而上学的要求というものであろう。(Berlin, 1969, 訳1971, p. 390)

研究要旨 一般に、ミクロ経済学の規範的アプローチを推進する経済学の研究分野を厚生経済学(welfare economics)と称しているが、そのうち特に、あるべき経済メカニズムを公理主義的に特徴付けるという課題を引き受けて、厚生経済学の理論的基礎と密接に関連する研究分野は社会的選択の理論(social choicetheory)と呼ばれている。本研究は近年の厚生経済学と社会的選択理論の成果をもとに福祉国家のあるべきシステム像を考察することにある。

分担研究者氏名・所属施設名及び所属施設における職名：塩野谷祐一（国際医療福祉総合研究所副所長）・今田高俊（東京工業大学教授）・盛山和夫（東京大学文学部教授）・山脇直司（東京大学大学院教授）・長谷川晃（北海道大学法学部教授）・須田康幸（総合企画部長）・後藤玲子（総合企画部室長）

「効率と権利」に関する研究である。第三は、「厚生と正義」に関する研究を補完する諸システムの性能を評価するための新しいアプローチを提出する。第二の研究は、社会的選択理論において定式化されたいくつかのパラドックス（民主主義的集計ルールの非存在や自由と厚生との両立不可能性等）をもとに、伝統的な厚生経済学の情動的基礎を解明し、「権利」を鍵としてフレームワークの拡張を試みる。第三研究領域、資源配分や所得配分に関するルールや制度に関して、社会的厚生を最大化や無羨望理論などに代わる新しい公正基準を模索する。福祉国家の研究はこれらの3つの研究領域を統合するテーマとして位置づけられる。

（倫理面への配慮）

特になし

A. 研究目的

厚生経済学の歴史のなかで1970年代の初頭はひとつの重要な転機となる。道徳哲学の復活をもたらしたロールズの『正義論』[Rawls (1971)]と、アローが創始した社会的選択の理論に新たな生命を賦与したセンの『集団的選択と社会的厚生』[Sen (1970)]が相継いで登場したことによって、厚生経済学の基本定理——の精緻化に専念している間に規範的経済学とのインターフェイスが非常に稀薄になっていた福祉国家の経済学と倫理学を、新たな観点から再検討する機会が提供されたからである。本研究は、このような厚生経済学と社会的選択理論の発展をもとに福祉国家の経済システムを再検討する基礎を固めることを目的とする。

B. 研究方法

研究対象は大きく3つに分類される。第一は、「競争と厚生」に関する研究である。第二は、

C. 研究結果

ある経済メカニズム——競争的な市場価格メカニズムや中央集権的な物動計画メカニズムなど——が、様々な資源配分の問題を解決するうえで事実の問題としていかなる性能を示すかを理論的に解明する部門は、ミクロ経済学的事実解明的アプローチ(positive approach)と呼ばれている。他方、ある資源配分の問題はいかなる経済メカニズムを用いて解かれるべきか、ある資源配分の問題を適切に解くためには経済メカニズムはいかにあるべきかという類いの問題を取り

扱う部門は、ミクロ経済学の規範的アプローチ (normative approach) と呼ばれている。この後者の研究に際しては、経済のあるべき制度的な仕組みのメニューとして考慮する対象を、現存する——あるいは歴史上に実在する——経済メカニズムに限定すべき格別の理由はない。そこでミクロ経済学の規範的アプローチが担う課題は、あるべき経済メカニズムを理論的——公理主義的——に特徴付けるという壮大な課題と、自然なインターフェイスをもつことになるのである。本研究によって再構成された公正経済学および社会的選択理論は、このようなインターフェイスの方法を明らかにするものだった。

D. 考察

制度改革の短期的な痛みを恐れている、日本経済の長期的な再生の可能性はないという頻繁に繰り返されてきた主張は恐らく正しいのだろうが、短期的な調整の苦痛を受けざるを得ない人々と、長期的な再生の便益を享受する人々とは、ほとんど確実に異なる人々であることには注意すべきである。相対的に少数の人々を短期的・集中的に襲う苦痛を、他の相対的に多数の人々が享受する長期的な便益を理由として正当化できるかという問いに答えるためには、制度や政策の是非を判定する社会的な厚生判断の基準を備えることが必要である。このような社会的判断基準の形成方法を検討して、制度設計や政策提言の理論的基礎を提供する研究分野こそ、厚生経済学と社会的選択の理論に他ならない。

E. 結論

本研究によって既存のシステムの効果や影響を分析するのみならず、新しいシステム像を構想するうえで真に有効な学問として厚生経済学および社会的選択理論を再構成するための基本的な方向性が明らかにされた。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

総合研究報告書参照

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

規範的経済学への招待：社会的選択と厚生経済学

鈴木興太郎

第1章

制度と政策の社会的選択

■ 厚生経済学の消滅（！）

スイスで編集・出版されている経済学の国際誌 *Kyklos* の最近号に、オックスフォード大学のアンソニー・アトキンソン教授が「厚生経済学の奇妙な消滅」という刺激的なタイトルの論文を寄稿している¹。アトキンソンといえば、所得分配の不平等度計測の理論に画期的な貢献をして、厚生経済学を血の通った学問に成熟させることに大きく寄与したうえに、公共経済学の専門誌 *Journal of Public Economics* の創始者として、規範的経済学の発展の制度的基礎を充実させた経済学者である。それだけに、この論文のタイトルはただごとではない。

アトキンソンの議論の要旨は簡単である。経済学者の論文や講義から経済厚生という概念それ自体が消滅したわけでは決してないのに、最近の経済学のテキストブックや標準的な講義からは、経済厚生概念の意味と意義を批判的に検討して、その社会的改善を判定する基礎理論が消滅しつつあるというのである。制度や政策の社会的選択次第では、様々な影響が国民各層に差別的に及ぼざるを得ないことは当然である。それだけに、経済学者は経済厚生の変化の社会的な是非を判定する基礎理論を身に付けていない裸の王様だということになってしまえば、制度設計や政策提言にあたる経済学者の信頼性は、決定的に揺らぐことになりかねない。

経済学の現状に対するアトキンソンの危惧は理論家の単なる空想の産物ではないし、英米欧の経済学界に特有の危機でもない。むしろ、経済制度の大規模な再設計と、経済政策の抜本的な改革に直面している現在の日本においてこそ、アトキンソンの危機意識はなおさら真剣に受け止められる必要がある。

■ 制度改革のコストとベネフィット

制度改革の短期的な痛みを恐れているのは、日本経済の長期的な再生の可能性はないという頻繁に繰り返されてきた主張は恐らく正しいのだろうが、短期的な調整

の苦痛を受けざるを得ない人々と、長期的な再生の便益を享受する人々とは、ほとんど確実に異なる人々であることには注意すべきである。歯医者で受ける集中治療の短期的な苦痛から逃避するために虫歯の痛みを耐え続けて、かえって患部を悪化させる人を冷笑することは簡単だが、ある一一相対的に少数の一人々を短期的・集中的に襲う苦痛を、他の一一相対的に多数の一人々が享受する長期的な便益を理由として正当化できるかという問いに答えるためには、制度や政策の是非を判定する社会的な厚生判断の基準を備えることが必要である。このような社会的判断基準の形成方法を検討して、制度設計や政策提言の理論的基礎を提供する研究分野こそ、厚生経済学と社会的選択の理論に他ならない。この理論の基本的な性格を平易に解説して、経済学の規範的分野における最近の研究動向とその意義を伝えることが、本書全体の目的なのである。

■ 社会的選択の理論の歴史的背景

現代の社会的選択の理論には、2つの重要な歴史的背景がある²。第1の背景は、フランス革命期の思想家・数学者コンドルセの投票理論である³。この時期にはアメリカ、ポーランド、フランスの各国で続々と憲法が制定されているが、コンドルセはそのすべての草案の執筆に関わっていた。彼の投票理論は社会的な意思決定の基礎としてフランス憲法草案に制度化されたが、ジャコバン党のクーデターでコンドルセが失脚した後、彼が設計した投票制度はロベスピエールによってすべて廃棄されて、コンドルセ自身も自殺に追い込まれている。だが、彼が創始した投票理論は、その後の社会的選択の理論の発展に重要な影響を及ぼし続けてきた。なかでも、コンドルセが発見した単純多数決という投票機構のパラドックス一一単純多数決サイクルあるいはコンドルセ・サイクルの発生一一は、社会を構成する人々の評価を民主的に集計して社会的な厚生判断の基準を形成する仕組みの性能をチェックするための試金石として、不滅の意義を担い続けているのである。

現代の社会的選択の理論の第2の歴史的背景は、コンドルセと同時代のイギリスの法学者・社会改革者ジェレミー・ベンサム功利主義思想である⁴。フランス革命の思想的基礎となった自然権思想を真っ向から否定して、不可侵的な人権概念のかわりに功利の原理一一最大多数の最大幸福の原理一一に社会改革の理論的基礎を求めたベンサムの政策思想は、その後ジョン・スチュワート・ミル、アルフレッド・マーシャル、フランシス・エッジワースを経て、アーサー・ピグーの著書『厚

生経済学』に引き継がれて体系化された⁵。依頼されたわけでもない憲法草案の執筆から刑務所の設計に至るまで、飽くことなく社会改革の立案に情熱を傾け続けたベンサムの子孫の正統な後継者ピグーに相応しく、彼の主著の序文には、以下のような印象深いマニフェストが記されている：

経済学者がやり遂げようと努める複雑な分析は、単なる頭の体操ではない。それは人間生活の改善の道具である。我々を取り巻く悲惨と汚濁、数百万のヨーロッパの家庭でまさに消えようとしている希望の炎、少数の富裕階層の有害な贅沢、多数の貧困家族にのしかかる恐るべき不確実性——こうした害悪は無視できないまでに明白である。我々の科学が探究する知識によって、これらの害悪を抑制することは可能である。暗黒から光明を！

● 不可能性の科学

自然権思想と功利主義という全く異なる思想的基礎に立脚しつつ、いずれも社会改革のための制度設計に情熱を注いだコンドルセとベンサムの2人を始祖とする社会的選択の理論だが、この理論を皮肉混じりに特徴付ける表現として、不可能性の科学という呼称がしばしば用いられている⁶。この表現が登場する直接的なきっかけとなったのは、現代の社会的選択の理論の最大の古典とされるケネス・アロー教授の『社会的選択と個人的評価』が確立した一般不可能性定理である⁷。アローの定理によれば、社会を構成する人々の個人的な評価を基礎にして、厚生判断の社会的な基準を民主的・情報節約的に形成することは論理的に不可能なのである⁸。

このように、社会改革の情熱に端を発した理論の到達点と、社会的厚生判断の形成は論理的に不可能であることの論証であるというのでは、この理論の創業の理念とその論理的到達点との落差はあまりにも巨大だといわざるを得ない。そこでまず、コンドルセ・パラドックスとアローの不可能性定理の意味と意義を正確に理解して、この巨大なギャップをどう認識すべきかを検討することから、規範的経済学への私の招待状を書き始めることにしたい。

● 一層の研究のために：ミクロ経済学・厚生経済学・社会的選択の理論⁹

現代経済学の一翼を担うミクロ経済学は、稀少資源の配分のあり方に関わる多種多様な問題——現実の経済ではどのような資源配分が行われているか、いかな

る資源配分が社会的に望ましい性質を備えているか、社会的に望ましい資源配分を実現するためには経済の制度的な仕組み——メカニズム——はどのようなものであるべきか——を、主として理論的に研究する分野である。異なる社会は異なる経済メカニズムを手段として、資源配分の問題に対処している。また、資源配分の問題の適切な解決に失敗した経済・社会は、現存の制度的な枠組みを批判的に相対化して、一層適切な経済メカニズムを設計する試みに自然に誘われるものである。こうしてミクロ経済学は、自然に2つの部門から構成されることになる。

第1に、ある経済メカニズム——競争的な市場価格メカニズムや中央集権的な物動計画メカニズムなど——が、様々な資源配分の問題を解決するうえで事実の問題としていかなる性能を示すかを理論的に解明する部門は、ミクロ経済学の事実解明的アプローチ (positive approach) と呼ばれている。第2に、ある資源配分の問題はいかなる経済メカニズムを用いて解かれるべきか、ある資源配分の問題を適切に解くためには経済メカニズムはいかにあるべきかという類いの問題を取り扱う部門は、ミクロ経済学の規範的アプローチ (normative approach) と呼ばれている。この後者の研究に際しては、経済のあるべき制度的な仕組みのメニューとして考慮する対象を、現存する——あるいは歴史上に実在する——経済メカニズムに限定すべき格別の理由はない。そこでミクロ経済学の規範的アプローチが担う課題は、あるべき経済メカニズムを理論的——公理主義的——に特徴付けるという壮大な課題と、自然なインターフェイスをもつことになるのである。

一般に、ミクロ経済学の規範的アプローチを推進する経済学の研究分野を厚生経済学 (welfare economics) と称しているが、そのうち特に、あるべき経済メカニズムを公理主義的に特徴付けるという課題を引き受けて、厚生経済学の理論的基礎と密接に関連する研究分野は社会的選択の理論 (social choice theory) と呼ばれている。

第1章 脚注

¹ Atkinson (2001)。読者の参照の便宜をはかって、本書で引用される文献は巻末に一括して掲載することにした。本文中ないし脚注での引用に際しては、著者名の後にその文献が公刊された年のみを記載して、詳細は巻末の参照文献リストに委ねてある。ある著者が同一の年に複数の文献を公刊している場合には、Buchanan (1954a) のように、出版年の後に a, b, c, ... という出版順序を示す記号を入れて、引用文献を

識別可能にしてある。

² 社会的選択の理論の歴史的背景と主要な研究分野を簡潔に知るためには、Arrow, Sen and Suzumura (2002)、特にその冒頭にあるイントロダクション [Suzumura (2002)] を参照していただきたい。

³ コンドルセの膨大な業績の全貌を知ることは決して容易ではないが、興味をもたれる読者には本書ではさしあたり McLean and Hewitt (1994) に翻訳された社会的選択の理論に対する彼の主要な貢献、Black (1958) によるその先駆的な評価、Rothschild (2001) による最近の啓蒙主義研究を推賞しておくことにしたい。

⁴ ベンサムの人と思想に関する簡潔で信頼性の高いイントロダクションとしては、Dinwiddy (1989) を推賞しておくことにしたい。

⁵ 経済政策論の理論的基礎を対象とする厚生経済学であるだけに、その歴史的起源はほとんど人類の歴史とともに古いとさえ思われるほどである。事実、シュンペーター [Schumpeter (1954)] やサミュエルソン [Samuelson (1947; 1981)] をはじめ、厚生経済学の起源を求めて経済学の創始者と称されるアダム・スミスさえ越えてスコラ派の哲学者やアリストテレスにまで遡る経済学者もけっして少なくはない。だが、ヒックス [Hicks (1975)] が的確に指摘したように、「ピグー以前に厚生経済学が存在していたとすれば、それは別の名称で呼ばれていたに違いない」のであって、経済学のこの研究分野が《厚生》経済学として定着したのは、まぎれもなくピグーの著書『厚生経済学』の出版以降のことなのである。

⁶ 例えば Hammond (1987) を参照せよ。

⁷ アローの一般不可能性定理の正確な内容とその証明に興味をもたれる読者は、本書第2章、特にその末尾に配置された《一層の研究のために(2)：アローの一般不可能性定理の証明》を参照していただきたい。

⁸ 社会的評価形成ルールが民主的であるとか、情報節約的であるといった要請の正

確な意味内容に関しては、第2章において詳しく解説する予定である。

⁹ 厚生経済学と社会的選択の理論とはいかなる研究分野であるかを簡潔に説明する以下の解説は、奥野・鈴木(1985, 第1章)および鈴木・後藤(2001/2002, 第1章)に依拠している。

第2章

多数決投票のパラドックスとアローの不可能性定理

■ 個人的評価の社会的集計ルール

社会を構成する人々が、社会的な選択肢——代替的な経済政策のパッケージなど——の相対的な望ましさに関して完全に一致した個人的な選好評価を表明するという状況は、全くあり得ないわけではないにせよ、間違いなく非常に稀であるといつてよい。因習的な束縛や暴力的な抑圧などによって、自由な個人的意思の表明が妨げられていない限り、人々は社会的な選択肢の相対的な望ましさに関して、多種多様な個人的選好評価を示すはずだからである。多様で異質な個人的選好評価が共存するこのような状況において、社会全体としての厚生評価を的確・敏速に形成して民主的な合意に立脚する経済政策を実行するためには、どのような個人的評価の社会的集計ルールを設計・適用したらよいのだろうか。コンドルセが発見した多数決投票のパラドックスに端を発して、アローが確立した不可能性定理によって否定的な決着をひとまずつけられた社会的選択の理論の最も本質的な問題は、まさにこの実践的な課題の基礎に関わっているのである。

個人的な選好評価を集計して社会的な厚生評価を形成するプロセスないしルールの例としては、非常に多くの候補を挙げるができる。慈悲深い専制君主や完全なエゴイストの個人的評価をそのまま社会的評価にする手続きも、形式的にはこの意味のルールの一例である。また、社会を構成する人々の個人的選好評価を全く無視して、因習的・慣行的に人々を拘束する固定的な社会的厚生評価を指定する方法も、まったく形式的にはこの意味の集計ルールの範疇に含まれることは間違いはない。だが、これらのルールは、個人的選好評価を尊重して社会的厚生評価を形成する民主的集計ルールであるとは認め難い。前者は専制君主やエゴイスト以外の個人的評価を完全に無視する独裁的なルールであり、後者は全ての個人的評価をいっさい考慮しないという意味で、市民主権の原則を完全に踏みにじるルールであるからである。

■ 単純多数決サイクル：コンドルセ・パラドックス

個人的な選好評価を集計して、社会的な厚生評価を形成する民主的・情報節約的な意思集計ルールという表現に直観的に相応しい典型的な例は、単純多数決ルー

ル (simple majority decision rule) である。このルールは、2つの社会的選択肢 A、B を比較して、A を相対的に高く評価する人々の数が B を相対的に高く評価する人々の数を上回るとき、そしてそのときにのみ、A を B と比較して社会的に高く評価するものである。全ての人々の選好評価を同一のウエイトで平等に考慮して社会的厚生評価を形成するという意味において、このルールには民主主義的な社会的評価形成の手続きとして、一定の資格が備わっていることは認められてよいと思われる。また、2つの選択肢の間の相対的な優劣関係を社会的に決定するためには、人々がこれらの選択肢に対して形成する個人的な選好評価を知りさえすれば十分なので、このルールは明らかに集計機構としての情報的効率性 (informational efficiency) にも優れている。

とはいえ、このルールには重大な欠陥があることも見過ごすべきではない。試みに、3人の個人 1、2、3 から構成される社会が、3つの選択肢 A、B、C に対する社会的評価を形成する状況を考えてみたい。個人の選好評価をみやすく表現するためには、評価が高い順から選択肢を左から右に並べることにして、下記のように表示するのが便利である¹：

1 : A、B、C 2 : B、C、A 3 : C、A、B

この状況で単純多数決ルールを適用すれば、A は B に対して 2 対 1 の多数決を得るため、A は B よりも社会的な高順位を獲得する。全く同じ論拠に基づいて B は C よりも、そして C は A よりも社会的な高順位を獲得することになる。したがって、単純多数決ルールによるランク付けは循環的となって、社会的に最高位を得る選択肢を決定することは論理的に不可能になる。これがコンドルセが発見した単純多数決投票のパラドックスであって、しばしばコンドルセ・パラドックスとも表現されている。

■ アローの一般不可能性定理

だが、単純多数決ルールは社会的評価を形成する集計ルールの単なる一例であるに過ぎない。もっと巧妙で精緻な集計ルールを考案すれば、コンドルセ・パラドックスを回避しつつ、単純多数決ルールのメリット——集計手続きの民主性と情報的効率性——を維持する集計ルールが存在する余地が残されている可能性は否定

できない。この可能性を探索するために、社会的選択肢は x, y, z の3つしかなく、社会を構成する個人も1, 2の2人しかいない最小サイズのことを考えてみることにしたい。問題をさらに単純化するために、3つの選択肢に対する論理的に可能な選好評価は、無差別関係の表明をいっさい許さないものとする。そのとき、3つの選択肢に対して論理的に可能な選好評価は、以下に列挙する6つで完全に尽くされることになる：

$$\alpha : x, y, z \quad \beta : x, z, y \quad \gamma : y, x, z \quad \delta : y, z, x \quad \varepsilon : z, x, y \quad \zeta : z, y, x$$

この場合、個人的評価を社会的評価に集計するルールは、個人1, 2が表明する個人的選好評価——集合 $\Delta := \{\alpha, \beta, \gamma, \delta, \varepsilon, \zeta\}$ に属する選好評価——の任意のペアに対して、 Δ に属するひとつの社会的評価を対応させる関数となる²。この関数の定義域に属する個人的選好評価のペアは全部で $6 \times 6 = 36$ 個あり、その各々のペアに対して指定できる社会的厚生評価も全部で6個ある。したがって、社会的厚生評価を形成する集計ルールは 6^{36} 個存在することになる³。これはほぼ 1.0326×10^{27} に等しい膨大な数である。個人の総数が2、社会的選択肢の総数が3という考えられる限りで最小サイズの社会においてすら、個人的選好評価を集約して社会的厚生評価を形成する集計ルールの総数はこれ程までに膨大なのであって、これらの集計ルールを悉皆的に調べあげることがまったく不可能である。そこでアローは、経済学の歴史においてはじめて公理主義的な分析方法を導入した。すなわち、社会的厚生評価を形成する集計ルールに対していくつかの自然な要請を公理として課して、これらの公理をすべて満足する集計ルールを適格性を備えたルールと認める分析方法である。

アローが導入した公理はごく少数であるうえに、それぞれ直観的にも強い説得力を備えたものだった。彼の公理のうちで本質的な要請は、以下の4つの公理で尽くされている。

(1) 集計ルールの普遍的な適用可能性

われわれが求める社会的集計ルールは、すべての個人に対して論理的に矛盾をきたさない限りで任意の選好評価を表明する自由を認めたとうえで、いかなる個人的選好評価のペアに対しても、ひとつの整合的な社会的厚生評価を対